

○農林漁業普及指導手当に関する規則の運用について

(平成18年3月24日岡人委第174号通知)

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則（平成18年岡山県人事委員会規則第13号）の施行に伴い、農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和38年岡山県人事委員会規則第24号）の運用について次のように定め、平成18年4月1日から適用することとしたので通知します。

なお、これに伴い、農林漁業普及指導手当に関する規則の運用について（昭和38年岡人委第669号通知）は、廃止します。

記

第2条関係

「勤務を要する日」には、採用及び転任にあつては、採用及び転任に至るまでその月において勤務のなかった期間、並びに退職、死亡及び転任の場合にあつては、退職、死亡及び転任後のその月において勤務のなかった期間は含まないものとする。